
ASEAN+3 債券市場フォーラム（ABMF）第 28 回会合について

日証協・平成 30 年 6 月 19～20 日

I. 概要

本年 6 月 19～20 日、福岡市において、本協会がナショナル・メンバーの一員として参加しているアジア債券市場の標準化・調和化の検討プロジェクトである「ASEAN+3 債券市場フォーラム（ABMF）」の第 28 回会合が、西南学院大学キャンパスで開催された。

【会議の概要】

1. 市場の規制面に関するサブ・フォーラム 1 (SF1)では、最初に、モンゴル財務省の担当官がモンゴルのマクロ経済と現在取り組んでいる金融資本市場の諸課題やその発展状況を報告した。その後、ADB 事務局より、ASEAN+3 多通貨建て債券発行フレームワーク (AMBIF) の課題のアップデート、ASEAN+3 各国債券市場の概要を国・地域ごとに紹介する債券市場ガイド (BMG) の進捗、債券市場の情報プラットフォームのワーキング・グループや AMBIF 債に関わる各国税制の調査プロジェクトの進捗状況に関する報告等が行われた。
2. 市場のインフラ面に関するサブ・フォーラム 2 (SF2)では、証券口座の構造調査、メッセージ・フォーマットである ISO20022 の利用状況と課題、LEI（取引主体識別子）の概要と課題、米国のレグテック (RegTech) の状況、テクノロジーを活用した取引報告の自動化やデータ標準化に向けた EU 地域の動き、テクノロジーを金融監督業務に活用したマレーシア証券委員会の事例等が報告された。
3. 次回の第 29 回会合は、9 月 17～18 日の間、ジャカルタで開催予定。

II. ABMF 本会議の様様

1. SF1 の概要

(Day 2 : 6 月 19 日)

サブ・フォーラム 1 議長の伊東孝二氏（JPX グループ）の開催挨拶に続いて、議論が進められた。

(1) Session 1 モンゴル債券市場の現状

：モンゴル国財務省

ASEAN+3 以外の各国・地域にも参加を呼び掛けており、今回はモンゴル財務省がオブザーバーとして参加した。登壇したモンゴル財務省担当官は、同国の経済状況や現在の財政・金融政策を紹介するとともに、金融資本市場開発計画に基づいて取り組んでいる金融資本市場改革の諸課題の進捗状況を紹介した。その中で、モンゴルは、国債の対 GDP 比率を引き下げ、厳しい財政規律を遵守しながら、経済状況が改善していることやプロ向け債券市場の開発等の金融資本市場改革の状況を説明した。

(2) Session 2 ASEAN+3 多通貨建て債券発行枠組み(AMBIF)の状況

：ADB 事務局

AMBIF 債発行の実現には至っていないが、カンボジアでの債券発行プロジェクトで得た教訓を踏まえると、①債券市場の創設・育成は銀行業の育成と同時並行で進めることが必要、②機関投資家の育成、③債券市場・マネー（資金）市場・外為市場という 3 つの市場の同時開発、④株式市場とは異なる債券市場のルール作り、⑤カストディアン銀行の欠如等が、カンボジア債券市場の課題ではないかとの認識。また、債券市場の成立要件としては、① 安定した為替政策、②自由な資本移動、③独立した金融政策が備わっていること等が必要であり、さらに、カンボジア固有の問題として、米国ドルが現地国内で流通していることも現地通貨建て債券市場の育成の障害となっている、とのこと。

(3) Session3 ASEAN+3 債券市場ガイド(BMG)の状況

：ADB 事務局

韓国の債券市場ガイド(BMG)が公表され、ベトナムの債券市場ガイドもほぼ完成の段階。中国の債券市場ガイドについても、遅くとも今年末までの完成を目指す。また、ASEAN+3 各国のガイドがほぼ出揃う状況なので、これまでの各国・地域の訪問・調査内容を比較・分析してレポート等の成果物として取りまとめることを検討したい。

(4) Session4 新しい ASEAN3 か国の国債指数

：マレーシア債券価格公表機構(Bond Pricing Agency)

インドネシア、タイ、マレーシアの 3 か国の債券関連機関が共同で開始した国債の新指数(A3GBI)やその指数を市場調査に活用する方法等を紹介した。今後は、ベトナムやフィリピン等の近隣国と協力して、同じような債券指数を開発したい、とのこと。

(5) Session5 情報プラットフォーム(IP)WG の検討状況

：ADB 事務局

域内のマクロ経済と現地通貨建て債券市場の現状に関する説明が行われた後に、アジア債券市場と ABMF の活動を紹介する情報発信サイトであるアジアン・ボンド・オンライン(<https://asianbondsonline.adb.org/new/>)について、データ更新を含めた全面見直し作業が行われたことが報告された。また、同様に、「アジアン・ボンド・モニター」という印刷物も四半期で公表されていることが紹介された。

(6) Session 6 ASEAN 域内 6 か国の社債市場の比較

：信用保証・投資ファシリティ (CGIF: Credit Guarantee Investment Facility)

信用保証・投資ファシリティ (CGIF) が、その業務内容と ASEAN 域内参加 6 か国の社債市場の規模と概要やその特徴等を解説した。それによると、アジア域内の社債市場は着実に成長してはいるが、債券市場がない国や国債の市場はある程度あるものの、社債の市場が育成されていない国もあり、債券市場の状況は各国で大きく異なる、と説明した。また、GDP・株式時価総額・企業向け銀行融資額等のさまざまな統計を使って各国債券市場を比較すると、その発展状況は国ごとにそのバラツキが大きく、年限別・変動金利/固定金利の別・信用格付けの状況・担保の有無等について、各国ごとに特徴があることが紹介された。

(7) Session7 AMBIF 税制調査

：ADB 事務局

アジア通貨危機以降のタイ債券市場の発展経緯と現状を紹介するとともに、債券取引関連の証券税制に関する現地調査の進捗状況を説明した。債券取引の場合、国内法人には源泉税がかからないとのことであるが、現在調査中であり、次回の ABMF 会合でその結果を取り纏めて報告したい、とのこと。

2. SF2 の概要

(Day 2: 6 月 19 日)

サブ・フォーラム 2 議長のセウン・ケオン・リー (Mr. Seung Keon Lee) 氏の開会挨拶に続いて、議事が進められた。

(8) Session8 証券口座の構造調査の状況

：ADB 事務局と専門調査員 (NTT データシステムテクノロジーズ)

中国市場の現地調査の結果、債券の利金に対する源泉税はかからないことが判明した。また、外国人投資家が中国の国内債券市場にアクセスする方法は、① QFII/RQFII、② CIBM Direct(中国インターバンク債券市場)、③ Bond Connect (香港と中国債券市場とのリンク) のいずれかであることを報告された。なお、国内市場への参入手続き等は、現地カスタディアン (または決済機関) が外人投資家を代行して行われるとのこと。

(9) Session9 ISO20022 はどのように世界の金融市場と繋がり、金融業界の変革を支援できるのか?

：ISO20022 登録管理グループ(RMG)副コンベナー 田貝正之氏

ISO20022 の概要とその利用状況等を解説し、その中で、ISO20022 はどのように利用され、金融業界にはどのようなニーズがあって、銀行はどのように ISO20022 を使ってその業務を変えようとしているのか、等を説明した。

(10) Session10 ケース・スタディ 効率的な当局報告や金融取引を支えるテクノロジーと標準化 ～EUの金融データ標準化プロジェクトと欧州担保管理制度～

：欧州中央銀行(ECB)金融インフラ決済総局 フランソワ・ローレン氏、
BRAG ミハイル・ピノキー氏

EU 金融市場における取引報告の自動化や担保管理の標準化 (ECB ユーロ圏の担保管理制度) に向けた検討状況等、主に金融取引データの標準化に向けた EU 地域の動きを報告した。

(11) Session11 取引主体識別子 (LEI)

：グローバル LEI 財団(GLEIF) CEO ステファン・ウルフ氏

－ Global LEI 制度の枠組みとその適用

－ 信頼を高める可能性 LEI を利用した報告業務

設立経緯からガバナンスを含めた業務体制やその内容・LEI の取得状況等 LEI の概要を紹介した後、KYC 対応等 LEI の利用メリットや今後の取組課題を説明した。

(Day 3 : 6月20日)

冒頭、サブ・フォーラム 2(SF2)議長が挨拶した後、議事が進行した。

(12) Session 12. アメリカのレグテック(RegTech)：アメリカの金融透明化法

：データ連合 エグゼクティブ・ディレクター ハドソン・ホリスター氏
(ウェブでの参加)

2015年にアメリカ議会に初めて提出されたアメリカの金融透明化法 (Financial Transparency Act) の概要を紹介した。それによると、既存の金融関係法の下で、データ基準を定義し、データの収集や公表の際は同じデータ基準を採用することとするもので、その基準に基づいたデータは検索可能かつマシーンで読み込みができるものでなければならぬとする内容。この法案成立のための活動は継続中であるが、法案成立までには、大統領、議会、委員会等の承認を含めた長いステップが必要で、銀行・証券等の金融業界からの支援を求めたい。

(13) Session13 テクノロジーを活用したより高度な監督と監視

：マレーシア証券委員会 コン・エン・リム氏

マレーシア証券委員会が導入したシステムの概要を説明し、金融機関からの報告・市場監視機能等での活用事例を紹介した。主な機能は、①XBRL ベースの報告用プラットフォーム、②ウェブ上の市場監視ロボット、③認識機能と感覚とテキストマイニング力のある AI 利用、とのこと。

(14) Session14 パネル・ディスカッション：データ収集の世界的トレンドとデータ整備に向けた標準化

- この流れを推し進めている要因は何か？
- データ整備環境を構築するメリットと費用
- 何を標準化すべきか？（ISO20022、XBRL、LEI、CFI）
- どうやって標準化を推進できるか？
- 国際機関の役割とは何か？
- アジアは何を理解して備える必要があるか？

パネリスト	欧州中央銀行（ECB）	フランソワ・ローレン氏
	ISO20022RMG 副コンベナー	田貝正之氏
	NTT データ	和田芳明氏
	イングランド銀行	ベジュー・シャー氏
	SWIFT	森岡美江子氏
進行	ADB 事務局	

ECBの担当者が、EU地域では、用語の定義を共通化して、各国の規制機関や基準設定機関等と協調しながら、データの標準化を進めていることを説明した。また、ISOではデータ標準化の重要性を説き、データの標準化が進めば、ユーザーのメリットも大きいことを強調した。NTTデータでは、当局向け報告項目を分析したうえで、データ標準化の必要性を訴え、XBRLの優位性を説いた。イングランド銀行は、データ収集のグローバルな傾向とデータ整備のために必要なデータの標準化の必要性を強調した。SWIFTは、ISO20022のメリットを評価するとともに、その各国利用状況を紹介した。

(5) まとめ ADB事務局

ASEAN+3の金融当局は、金融危機から多くの教訓を学んでおり、XBRLやISO20022等の様々な技術を活用した標準化を進めるべきであるが、そのためには、各国・地域の関係者が協力することが重要であることを強調して、当日の会合を終了した。

III. その他

今回のABMFでは、本会合の前日（6月18日）に、APECビジネス諮問委員会（ABAC）/アジア太平洋金融フォーラム/九州大学/ADBが共催した「金融イノベーションはどのようにアジアを結び付けて統合できるのか？」をテーマとしたセミナーを、本会合の翌日（6月21日）には、ABMFとXBRLが合同で「アジア地域ラウンドテーブル会合」を、それぞれ開催した。

(参考 1)

1. ABMF 会議日程

Day 2 サブ・フォーラム 1 (平成 30 年 6 月 19 日)

時間	テーマ	スピーカー
09:10-09:10	開会あいさつ	SF 1 議長
09:10-09:40	セッション 1 : モンゴル債券市場の現状	モンゴル財務省
09:40-09:55	セッション 2 : ASEAN+3 多通貨建て債券発行 枠組み(AMBIF)の状況 ・パイロット発行と AMBIF 参加国 (地域) の 拡大	ADB 事務局
09:55-10:10	セッション 3 : ASEAN+3 債券市場ガイド (BMG)の状況	ADB 事務局
10:10-10:30	セッション 4 : 新しい ASEAN3 か国の国債指 数	マレーシア債券価格 公表機関 (BPAM)
10:50-11:10	セッション 5 : 情報プラットフォーム (IP) WG の検討状況	ADB 事務局
11:10-11:40	セッション 6 : ASEAN 域内 6 か国の社債市場 の比較	信用保証投資枠機関 (CGIF)
11:40-12:00	セッション 7 : AMBIF 税制調査	ADB 事務局
12:00-12:10	総括	ADB 事務局
12:10-12:15	閉会あいさつ	ADB 事務局

サブ・フォーラム 2 Part1(平成 30 年 6 月 19 日)

時間	テーマ	スピーカー
13:30-13:40	開会あいさつ	SF 2 議長
13:40-14:00	セッション 8 : 証券口座の構造調査の状況 ・中国市場を調査してわかったこと	ADB 事務局他
14:00-14:40	セッション 9 : ISO20022 はどのように世界の 金融市場と繋がり、金融業界の変革を支援でき るのか?	ISO20022RMG
14:40-15:15	セッション 10 : ケース・スタディ 効率的な当局報告や金融取引を支えるテクノロ ジーと標準化	欧州中央銀行(ECB) BR-AG

	・EUの金融データ標準化プロジェクトと欧州制度	
15:35-16:30	セッション11：LEI（取引主体識別子） ・Global LEI 制度の枠組みとその適用 ・信頼を高める可能性 ・LEI を利用した報告業務	GLEIF
16:30-16:40	本日の総括	

Day 3 サブ・フォーラム 2 Part2（平成30年6月20日）

時間	テーマ	スピーカー
09:00-09:05	開会あいさつ	SF2 議長
09:05-09:40	セッション12：アメリカのレグテック (RegTech) ・アメリカの金融透明化法	データ連合(DTC)
09:40-10:20	セッション13：テクノロジーを活用したより 高度な監督と監視	マレーシア証券委員会
10:45-12:15	セッション14：パネル・ディスカッション： データ収集の世界的トレンドとデータ整備に向けた標準化 ・この流れを押し進めている要因は何か？ ・データ整備環境を構築するメリットと費用 ・何を標準化すべきか？（ISO20022、XBRL、LEI、ISIN、CFI 他） ・どうやって標準化を推進できるか？ ・国際機関の役割とは何か？ ・アジアは何を理解して備える必要があるか？	司会：ADB パネリスト： ECB、ISO、XBRL、 BOE、SWIFT
12:15-12:25	総括	ADB 事務局
12:25-12:30	閉会あいさつ	SF2 議長

(参考2) ABMF 設立の趣旨

1. 設立趣旨

ABMF(ASEAN+3 Bond Market Forum)は、2003年に開始されたアジア債券市場育成イニシアティブ(Asian Bond Markets Initiative: ABMI)の中で、各国債券市場の規制面を審議するタスク・フォース3(TF3)の下部機関として、2010年5月に構想され、同年9月に官民合同の審議ユニットとして設立。ASEANに中国、韓国、日本の3か国を加えたASEAN+3地域内でのクロスボーダー債券取引を推進していくにあたり、規制面、インフラ面を含めた標準化・調和化をはかるための実務レベル協議と作業を行うことを目的とし、規制面の問題を審議するサブ・フォーラム1(SF1)と、市場インフラの問題を審議するサブ・フォーラム2(SF2)の二つの部会をもつ。2010年9月に第1回目のABMF会合が東京で開催されて以降、これまでに計28回の会合が開催されている。

